

## 信濃美術館整備事業設計プロポーザル 質問回答一覧

## 一次審査提出書類に係る質問

は、3月15日以前に回答した質問  
 その他は3月16日に初めて回答する質問

項目	質問	回答
参加資格	<p>参加者資格Ⅳ-1(1)に記載の設計業務実績は、代表者の過去勤務先での担当物件は、当該参加資格としての業務実績に該当致しますか。</p>	<p>過去に所属していた勤務先での設計業務実績は、現在所属する1級建築士事務所の参加資格となる業務実績に該当しません。</p>
	<p>参加者資格Ⅳ-1(1)に記載 公共的な文化施設(美術館・博物館または図書館)の取り扱いについて。</p> <p>企業が運営する個人作家の美術館で不特定多数が入場する施設等、展示場用途として建築確認を受けたものは、実績に必要な公共的な建築物として認められますか。</p>	<p>美術館、博物館又は図書館（以下「美術館等」と記します。）が、他の施設の一部に含まれている場合も含め、建築基準法の申請用途が他の用途であっても、適法に不特定多数の者の利用に供する美術館等として設計されたものは、参加資格として必要な実績に該当します。</p> <p>この場合、実績を証する書類にその事実を証明できる図面等を添付してください。</p>
参加資格	<p>プロポーザル実施要領Ⅳ-1(1)ウに公立公文書館（開架、展示スペース有、確認申請上の用途は図書館）は該当すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>不特定多数の者の利用に供する施設であれば該当します。</p>
様式2-1 様式2-2	<p>2.建築士事務所登録部分で、所属する一級建築士の人数を記入する欄がありますが、ここに記入する人数は参加表明提出時の人数でよろしいでしょうか。（事務所登録が数年前なので、現時点の人数と変動があります。）</p>	<p>提案書提出時の人数としてください。</p>

<p>様式 2 - 1 様式 2 - 2</p>	<p>3.設計実績において公共的な部分を記載する箇所がありますが、公共的な部分の機能やその面積を記載するのでしょうか。</p>	<p>室名や部門名等の場所・部位を記載してください。面積の記載は不要です。</p>
	<p>公共的な部分の欄には、用途を記載するという認識でよろしいでしょうか。</p>	
	<p>配置予定技術者で平成 29 年 4 月 1 日に所属する技術者の所属事務所名は提出者の所属事務所名としてよろしいでしょうか。</p>	<p>一次審査書類提出時に所属している事務所となります。 なお、提出後所属が変わり、配置予定技術者の要件を満たさなくなった場合は失格となりますので、御注意ください。</p>
<p>様式 2 - 1 様式 2 - 2 添付書類</p>	<p>受賞歴がわかるもの（賞状のコピーなど）について、原本 1 部だけでなく複写版 10 部にも添付するのでしょうか。</p>	<p>複写版への添付は不要です。原本にのみ添付してください。</p>
<p>様式 2 - 1 様式 2 - 2 様式 9</p>	<p>参加表明書の 1.配置予定技術者を選出するにあたり、実施要領Ⅳ- 1（2）イの（工）（オ）の主任担当技術者について、建築設備士の資格を有し、かつ、5年以上の経験を有するものがありますが、5年以上の実務経験を証する書類として実務経験年数を明示した、事務所の在籍証明書又は従事証明書などでは不可でしょうか。</p>	<p>当該設計業務に 5 年間携わったことがわかるよう、業務名、履行機関、分担業務分野を表等にして提出してください。 なお、この書類の提出は二次審査提出書類の添付書類であり、一次審査提出書類への添付は不要です。</p>
<p>様式 3</p>	<p>⑥主な受賞歴においてひとつの賞に対して複数件、受賞した作品を記載してよろしいでしょうか。</p>	<p>構いません。</p>
<p>様式 4</p>	<p>代表作品について、設計実績と同様に美術館や博物館等に限定されるのでしょうか。実施要領の書き方からは限定していないように読み取れます。</p>	<p>限定していません。</p>

<p>様式 4</p>	<p>管理技術者の代表作品と、参加資格(1)ウの公共的な文化施設は同一作品である必要がないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。 なお、管理技術者の代表作品は参加資格の用途（美術館等）には限定していません。</p>
	<p>代表作品レイアウトの文字サイズに規定はありますか。</p>	<p>文字サイズの規定はありませんが、見易い大きさの文字としてください。</p>
<p>様式 4 様式 5</p>	<p>様式 4 と様式 5 は同じ作品と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>様式 4～7</p>	<p>枠内の注意事項や指示事項は削除しても構わないでしょうか。</p>	<p>構いません。</p>
<p>様式 5</p>	<p>代表作品設計プロセスの図表への着色は可能でしょうか。</p>	<p>着色はできません。様式に記載の注意事項に沿って記載してください。</p>
<p>様式 5 様式 6</p>	<p>構成自由とありますが、事前記入されている枠内に収めなければならないでしょうか。</p>	<p>様式の枠内（外枠内）に収めて表現してください。なお、注意事項欄は削除しても構いません。</p>
<p>様式 5 様式 7</p>	<p>様式 5 に「図表スケッチ可・写真可・着色不可」、様式 7 に「カラー写真使用可・その他の部分は着色不可」とありますが、提案書のスケッチや文字などにカラーを使用してはいけないということでしょうか。また様式 5 の写真はカラーでもよろしいでしょうか。</p>	<p>様式 7 については貴見のとおりです。様式 5 においても、写真だけはカラーを使用しても差支えありません。</p>
<p>様式 6</p>	<p>「図表スケッチ可・写真可・着色可」の部分について求められている具体的な事例をご教示ください。</p>	<p>自由に表現していただくため、具体的事例は用意していません。</p>
<p>様式 7</p>	<p>設計コンセプトについてコンセプトを補完する図面やスケッチ等は可能と考えてよいか。また着色も可と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>注意事項に記載のとおり、カラー写真のみ使用可であり、その他の部分は着色不可となります。</p>

<p>様式全般</p>	<p>【P別—22, 23, 24, 25A4版縦1枚とし、端的に表現すること】と記載があり、使い方に指定がなかったため他のコンペ同様フレームに係らず進めています。</p>	<p>様式の枠内（外枠内）に収めて表現してください。なお、注意事項欄は削除しても構いません。</p>
	<p>提出書類が5点ありますが、各提出書類の配点はあるのでしょうか。</p>	<p>実施要領P6「2 審査方法」に記載のとおり、審査委員会が、参加者の技術力、経験、創造性、テーマに対する考え方等について総合的に審査を行いますので、様式毎の配点はありません。</p>
	<p>3/9（木）の現地説明において、「参加表明書（様式2-1）又は（様式2-2）」は事務局が、「その他の書類（様式3～7）」は審査委員会が、別個に審査するとのこと説明がありました。 「参加表明書」の記載事項（単体/設計共同体の別、設計共同体の構成員、配置予定技術者、設計実績、その他主要な配置予定技術者など）は、「参加者が参加要件等を満たしているかどうか」を事務局で審査する事項であり、審査委員会の一次審査においては審査対象外である、と考えてよろしいでしょうか</p>	<p>貴見のとおりです。 なお、参加表明書に記載の事項は参加者の基本情報として、審査委員会に提示します。</p>

参加資格のない者に求める提出書類	東京都内に会社を構えている場合、長野県への納税証明書は必要でしょうか。	長野県内に営業所や支社がなく、長野県への納税義務のない者は提出不要です。
	参加資格(1)アにおいて、建築コンサルタント業務の登録を行っていないものは一次審査書類と同時に入札参加資格申請書類を提出するとありますが、すでに平成 29・30 年度建設コンサルタント等入札参加資格申請をしている場合は不要と考えてよろしいでしょうか。もしくは再度入札参加資格申請書類を提出する必要があるのでしょうか。	すでに平成 29・30 年度建設コンサルタント等入札参加資格申請をしている場合でも、一次審査書類の提出時点で登録を有していない場合は、再度入札参加資格申請書類一式を提出する必要があります。(この場合の申請書類一式は全て写しで構いません。)
	各様式について、他の官公庁に提出している様式を使用してもよろしいでしょうか。	記載事項が足りるものであれば構いません。
様式 12	中程下部にある、主たる営業所の権限、従たる営業所の権限委任の入札参加資格欄には何を記載したらよろしいか。	入札参加資格を得る営業所(今回の契約者となる営業所)に「○」を記載してください。なお、営業所や支社がない場合には、主たる営業所名欄に「同上」、権限欄に「○」と記載してください。
	営業所が 1 カ所の場合のみは、基本情報以外には主たる営業所のみ記入で問題ないでしょうか。	貴見のとおりです。 上の回答も参考にしてください。
様式 15	「社会保険等加入状況申出書」の添付書類である各保険の領収証書はいつのものを何か月分提出すればよいか。	直近の 1 か月分の領収証書を提出してください。
	本年 1 月より、会社住所が変更となったため、保険の領収書が前住所で記入されていますが、問題ないでしょうか。	差し支えありませんが、この場合は、様式 15 の現住所欄に前住所も併記してください。
様式 17 様式 18	様式 17「業務経歴書」、様式 18「技術者一覧表」の表の上部にある業種と業務(部門)はどう記載すればよいか。	業種、業務(部門)とも「建築コンサルタント」と記載してください。